

## 2024（令和6）年度 あんずの家 事業計画

### はじめに

新型コロナウイルス感染症は、5類への変更後も感染力は強いままで、依然として近隣の施設ではクラスターが発生している。新型コロナウイルス感染症に限らず、既知、未知の感染症を問わず、その拡大防止を図っていかなければならない。そのため、早期発見につながる検温などのバイタルチェックを行っていく。

さて、障害者総合支援法の一部改正が行われ、本年4月1日より施行されるが、その骨子には、さまざまな場面で利用者が自ら選択できるように支援し、利用者の望む暮らしの実現を支援することが、支援者の義務であることが明確に示された。法改正では、これまで以上に、利用者の権利擁護を根底においた支援が求められており、職員への権利擁護に係る研修を重ねるとともに、虐待及び身体拘束の防止を図り、サービスの質の向上に努めたい。

次に、報酬改定への対応であるが、サービス提供時間により報酬単価が定められ、基準とされている時間が7時間～8時間で、そこには送迎時間が含まれないことから、現在のサービス提供時間である5時間では、大幅な赤字となってしまう。黒字化を図るためにはサービス提供時間を6時間以上に延ばす必要があるが、職員の限られた勤務時間の中で、全ての利用者を対象と考えることには無理があり、個別の対応とするしか方法は見当たらない。6月末までは原則、現状のままとし、グループホームが開設する7月から、個別の利用時間に基づき入浴、排泄、活動プログラムなど、これまでとは違ったサービス等利用計画を作成し、実施していく。

そして、これまで祝日はゴールデンウィークを除き営業してきた。また土曜日も月の営業日を増やすために年間4～5日程度開所してきた。しかし、こうした条件での職員募集では全く応募がなかったことから、試行的に土日祝日完全休業の条件で募集したところ、その条件で探していたと次々と応募があり、適切な人財の採用に繋がったことから、従来よりも年間で15日程度営業日が少なくなり減収は避けられないが、職員の確保を図るため、今年度より土日祝を休業日とする。

### I 基本方針

利用者の主体性が生かされ、ご本人（ご家族）のニーズが優先されることを指針として活動を行ってきた。その指針を「個人支援計画」に反映させて、お一人おひとりの自己実現に必要な支援を行っていく。支援にあたっては、「個人支援計画」（ケアプラン）を柱とし、モニタリングを繰り返し、短期目標の評価・変更を行っていく。

そして、必要な方に入浴サービスを提供し清潔保持を図ると共に、日常的なバイタルチェックや家庭との情報交換を密にし、病気や2次障害による機能低下の早期発見に努めるとともに、健康管理を最優先とした支援を行うため十分な支援量を確保できるよう、今年度より

設けられた 1.5 : 1 の配置基準による職員配置により手厚い支援を行っていく。

## □2024(令和6)年度の重点目標□

### ① 事業継続計画の改編

自然災害対策編、感染症対策編の2つの事業継続計画を策定しているが、グループホーム開設後はどちらのプランにおいても連携が必要となることから、プランの見直しを行い改編する。そして周知を図る研修や、実効性を確認するための訓練を行う。

### ② 権利擁護・虐待防止

虐待防止のための対策を検討するため虐待防止委員会を設置し、委員会での検討結果を全職員で共有するとともに、計画的な研修を進める。また、全職員に対して、虐待早期発見チェックリストを用いての調査や、ストレスチェックを行い虐待防止に努める。

### ③ 身体拘束等の適正化

身体拘束等適正化委員会を設置し、身体拘束となっているケースについて、継続の必要性などについて協議し、合理的な理由により必要性があると判断した際には、その態様及び時間について、利用者または家族に説明を行い、同意を得た後、ケアプランに記載し行うこととする。

### ④ 支援力の向上

利用者さんの障害程度が年々重度化・変化してきており、これまでのプログラムでは、主体的な参加や楽しめる活動として十分とは言えなくなっている。昨年度より、個別に楽しめる内容や、グループワークで楽しめる内容を検討・準備し提供してきた。今年度は、利用者の満足度を更に上げられるよう取り組んでいく。

▶管理者への報告、看護師への連絡、相談や職員間での情報交換を重ねていくことを徹底し、考察力、認識力、判断力を高めていく。

▶外部研修への参加を積極的に勧めスキルアップにつなげていく。

### ⑤ 共生型サービス（介護保険事業：通所介護）でのケア研究

事業開始となった令和5年4月より利用実績はなく、今年度の生活介護での利用想定人数から、共生型での利用は難しい状況ではあるが、高齢障害者への適切なケアについて研鑽を深められるよう研究に取り組む。

## II 利用者の支援

### 1. 日常生活を支える

#### (1) 食事

季節感のある、新鮮な素材を使って栄養のバランスがとれた食事を提供することが基本となる。現在、(株)日米クックに、給食業務に係る一切を委託しており、検食を通して、献立、味付けについて利用者さんの満足度が高まるよう連携していく。また、個々人の嚥下力に合った食事となるよう、刻み食、おかゆ、ミキサー食なども提供する。

#### (2) 排泄

車イスから便座へのトランスファー、衣服の着脱、後始末など、ほとんどの方がその一部・全面的な介助が必要であり、また、オムツ利用の方は9名である。プライバシーに配慮し、安全、快適をキーワードとして支援を行う。

### (3) 入浴

希望者には、週2回を目安に、入浴サービスを提供する。入浴前には、バイタルチェックを行い健康状態を確認する。できる限り自立して、清潔保持が可能となるように、適切な方法で支援を行う。

### (4) 健康管理

感染症予防対策として、手洗いの励行、手指の消毒、マスクの着用、施設内及び送迎車の消毒を行い感染防止に努める。

日々の健康状態について、送迎者乗車時の検温、到着後に行うバイタルチェック、昼食後の検温などにより、発熱の確認を必要に応じて行い感染拡大防止に努める。

日々のバイタルチェックや月1回の体重測定の結果を基に、異常があれば家庭との連携をはかり、疾病の早期発見・予防・治療に努める。発作など急な体調変化の場合には、看護師または管理者の判断により、救急対応を依頼する。その際「緊急時情報提供カード」に必要な事項を記載し救急隊へ提供する。

## 2. 活動を支える

午前の部（10：00～11：45）午後の部（13：00～14：45）で以下の活動を行う。活動内容は、個人支援計画に沿って各人が選択した活動を支援する。

### (1) 生産活動

給与の対象となる活動として、次の科目を提供する。

#### □さをり織り

個人の能力を発揮できる活動であり、また、利用者同士が協力しあえる活動として取組んでいく。また作者の感性が表現できるよう支援していく。

織りあがった布を用いて、マスク、ポーチ、コースターなどの製品を作り、作品展、ネットなどで販売する。今年度も、福山市からの敬老の日の記念品として、布の提供に取組んでいく。

### (2) レクリエーション

個人支援計画で、レクリエーションを組み入れている場合は、その都度、次の項目の中から選択していただき、自らが楽しもうとする姿勢を支援していく。

- ・カードゲーム（トランプ、ウノ）・テレビゲーム・ボールゲーム・散歩・ビデオ鑑賞
- ・音遊び・読書・運動など

季節行事・レクリエーションとして次の内容を実施する。

4月：遠足、9月：お祭り（射的、輪投げ、風船釣りなど）

10月：ミニ運動会、12月：クリスマス会、1月：初詣、書初め、2月：節分

## 3. 身体機能を支える

身体機能の維持・向上・健康保持につながるよう支援する。

- ・足湯などにより適切な体温の維持、免疫力の向上を図る。
- ・口腔体操により誤嚥の防止に努める。
- ・体を休ませ、心身ともにリラックスできる時間の確保に努める

#### 4. 安全を支える

(1) 非常災害時に備え、消防職員立ち合いのもと、自衛消防訓練を年2回行う。

訓練内容は、通報訓練、避難訓練、消火訓練とし、事前に消防署と相談の上実施する。

(2) 建物内に危険個所を作らないよう、整理整頓に努める。

### III 支援体制

生活介護事業において、職員配置数（生活支援員・看護師）は、前年度の利用実績により決定する。その算定については次のとおりである。

令和5年度利用実績集計表（延べ人数）

月		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
利 用 実 績	区分6	208	264	248	272	246	236	263	266	266	253	248	261	3031
	区分5	95	91	88	81	79	76	82	73	60	58	61	61	905
	区分4	19	21	21	27	28	22	29	30	28	28	29	29	311
	区分3	20	2	0	0	0	14	21	22	21	19	20	21	160
合計人数		342	378	357	380	353	348	395	391	375	358	358	372	4407
開所日数		20	22	22	22	21	20	22	22	21	21	21	22	256

※3月については、予測数

算定方法：① 前年度の平均値を算出する／当該年度の前年度の利用者延べ数を開所日数で除して得た数とする。この算定に当たっては、小数点第2位以下を切り上げるものとする。ただし、令和6年度より、サービス提供時間が5時間以上7時間未満の利用者は、前年度の平均利用者数の算出の際、1人ではなく0.75人と計算する。

$$\text{算定式：} 4407 \text{人} \times 0.75 \div 256 \text{日} \approx 12.91 \text{人}$$

② ①で算出された数を1.5で除する（人員体制配置加算1.5：1）

■配置基準職員（生活支援員・看護師）数：8.60人（常勤換算）

■介護保険事業で必置となっている生活相談員は、有資格者の生活支援員で読み替える。

(1) 配置基準に基づく職員配置

6月末まではグループホームに勤務する職員はあんずの家の職員として勤務することから、次の表は7月1日からの配置予定数である。

職 名		管理者	サービス管理責任者	看護師	生活支援員	医 師
兼務の職名		サービス管理責任者	管理者			
従業者数	常 勤(人)	1	1	1	7	
	非常勤 (人)			2	5	1
常勤換算後の人数(人)		1	1	2.2	9.3	—
基準上の必要人数(人)		1	1	8.6		1

※看護師・生活支援員の常勤換算合計：2.2人+9.3人=11.5人

## (2) 資質の向上

支援に携わる職員には、それぞれ力量に差のない一定水準以上の質の支援を利用者に提供することが求められる。

### ①利用者支援マニュアルによる

利用者の人権を尊重し安全かつ適正な福祉サービスを提供するよう、次の利用者支援マニュアルを基に支援を行う。

- ア. 法人の理念
- イ. 危機管理マニュアル
- ウ. 緊急時対応マニュアル
- エ. 入浴介助マニュアル
- オ. 排泄介助マニュアル
- カ. 食事介助マニュアル
- キ. 送迎マニュアル

②人材の育成を図るため、各種研修への積極的な参加を推進する。

③虐待防止のための研修を行うとともに、職員のメンタルヘルスについても確認できるようストレスチェックを行う。

## IV 利用者家族との連携

### 1. 個人支援計画の作成

個人支援計画（ケアプラン）の作成に当たっては、利用者・家族のニーズに沿ったものとするを基本とし、支援方針、支援内容、活動の選択については十分な説明を行った後、合意を得て実施する。ニーズの変化により、ケアプランの変更の必要性が生じた際には、計画の変更を提案し、説明の後、承諾を得て実施する。ケアプランに設定する目標の達成度については、作成後1年を目安に評価し、利用者・家族に説明し、確認を求める。

### 2. 支援実施状況の報告

ケアプランに基づく支援の実施状況については、日々の記録である「個人支援実施記録表」を、サービス提供月の翌月に、利用者・家族に配布し確認していただく。その際、支援内容

などについてのモニタリングを行い、改善点がないか確認する。

この他、ICTを活用した日々の支援記録（写真や動画）を、スマートフォン等から閲覧してもらえよう体制を整えていくとともに、必要に応じて文書、電話、Eメールなどにより適時、報告・連絡、相談を行い、信頼関係の構築に努める。

### 3. 福祉制度の説明

報酬単価の改定など利用に関わる情報を、文書や説明会を通して迅速に的確に伝えるよう努める。また、福祉制度についての相談に応じ、適切なサービスが受けられるよう助言したり、他の専門機関へ紹介を行ったりする。当該サービスを利用するにあたって、行政への手続きを行う際、必要な人には代行などの協力を行う。

## V 利用者の状況

### 1. 障害程度区分及び1日あたりの生活介護サービス費（報酬単価）及び取得加算

程度区分	区分6	区分5	区分4	区分3	合計
人数	14人	5人	1人	1人	21人
サービス費（5～6h）	9,040円	6,760円	4,690円	4,190円	—
サービス費（6～7h）	12,580円	9,410円	6,520円	5,830円	
サービス費（7～8h）	12,910円	9,560円	6,690円	5,980円	

- ・人員配置体制加算(1.5:1) 3,210円/日
- ・食事提供加算 300円/日
- ・福祉専門職員配置加算Ⅰ＋Ⅲ 210円/日
- ・常勤看護職員等配置加算 644円/日(28単位×看護職員常勤換算数2.3)
- ・欠席時対応加算 940円/日(月4回を限度)
- ・送迎加算(重度対応) 490円/片道
- ・重度障害者支援加算Ⅱ 3,600円/日(区分6の対象者)
- ・重度障害者支援加算Ⅰ 1,800円/日(区分4,5の対象者)
- ・入浴支援加算 800円/日(医療的ケアが必要な方又は重心の方)
- ・福祉・介護職員処遇改善加算(V)(6) (所定単位×5.7%)※従前の加算率
- ・福祉・介護職員処遇改善加算(新)

Ⅳ:5.5% → Ⅲ:6.7% → Ⅱ:8.0% → Ⅰ:8.1%

### 2. 年齢階層別

区分	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	合計
男	0	3	2	5	3	1	14
女	1	1	0	2	0	3	7
計	1	4	2	7	3	4	21

男性平均年齢：45.0歳 女性平均年齢：39.6歳 全体平均年齢：43.2歳

### 3. 平均障害支援区分

令和5年度の利用実績（3月分は予定）に基づき，各区分毎の延べ人数に区分の数字を乗じ，その合計を延べ人数で除して算出する。

程度区分	延べ人数	延べ人数×区分
区分6	2,775	16,650
区分5	841	4,205
区分4	282	1,128
区分3	139	417
合計	4037	22,400

$22,400 \div 4,037 = 5.54$  ※平均障害支援区分 5.5